

(1) シルバー人材センターの労働者派遣とは・・・

◇ 派遣先の従業員と混在して働く場合は、労働者派遣となる ◇

- 派遣元となる連合会(シルバー人材センター)に登録している会員を、派遣先となる事業所へ派遣して、かつ派遣先担当者の指揮命令のもとで派遣労働を提供する雇用形態のこと。
- 臨時的・短期的な就業(概ね月 10 日程度のもの)又は軽易な業務(週 20 時間未満のもの)
⇒ 一ヶ月に 80 時間を超えない就業。
- 報酬は給与所得
- 労働者災害補償保険に加入
- 労働基準法の規定により、有給休暇の付与あり
- 県知事の指定を受けた業種、職種は最大週 40 時間まで就業が可能ではあるが、当センターは、複数人でのローテーション就業で対応していく体制を取っています。

(2) 派遣にあたっての流れ

- ①派遣内容の確認 → ②情報提供をしていただく → ③派遣料金を決定(見積書)
- ④派遣可能な会員を探す → ⑤契約書の締結(基本及び個別契約書)。派遣通知書の送付。
- ⑥会員を派遣する ⑦請求書の送付、お支払い

(3) 労働者派遣法の罰則について

(※派遣先:勧告や公表の対象 派遣元:許可の取り消し、業務停止命令、改善命令の対象)

- 「比較対象労働者の待遇情報」の提供を受けずに、派遣契約を結んだ場合
→派遣元へ情報を提供しない場合 (派遣終了後 3 年間の保存義務)
- 不合理な待遇の禁止等に違反した場合
- 待遇等の説明義務に違反した場合 など

(4) 当センターの派遣方式について(県内のセンターごとに方式が異なります)

○派遣先均等均衡方式を採用(派遣先の労働者と比較均衡を図る)

※派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人(仕事の内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者)と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく方式。

(5) 派遣料金について

- ①派遣会員の時給(情報提供を受けて比較検討した結果)+通勤手当を含む各種手当
- ②派遣手数料 20%(上限 25%)
- ③消費税 10% ※鳥取県の最低賃金は、1,030 円(R7.10.4 改正)

〔例〕 待遇情報の提供を受けた結果、時給 1,030 円となった場合の1時間あたりの料金 1,360 円

計算式:(1,030/時×派遣手数料 20%)×消費税 10%=1,360 円

※このほかに、別途通勤手当をご請求いたします。